

● 自然災害軽減のための国際協力のあり方検討委員会 設置要綱

〔平成 22 年 4 月 22 日
日本学術会議第 95 回幹事会決定〕

改正 平成 22 年 5 月 27 日日本学術会議第 96 回幹事会決定

改正 平成 22 年 7 月 1 日日本学術会議第 99 回幹事会決定

（設置）

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、自然災害軽減のための国際協力のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（職務）

第 2 委員会は、自然災害の軽減と被災地の復旧・復興のための国際協力、および人材育成と防災分野の学術・技術発展のための国際連携のあり方について調査審議する。

（組織）

第 3 委員会は、25 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

（設置期限）

第 4 委員会は、平成 23 年 5 月 31 日まで置かれるものとする。

（分科会）

第 5 委員会に、次の表のとおり分科会及び小委員会をおく。

分科会等	調査事項	構成	設置期限
防災分野の国際協力に関わる基本戦略分科会	防災分野の国際協力に関する基本戦略について	15 名以内の会員又は連携会員	平成 23 年 5 月 31 日
防災分野の国際協力に関わる基本戦略分科会政策検討小委員会	防災分野の国際協力に対する政策・施策の現状を整理分析及び今後のあり方について	20 名以内の会員、連携会員又は会員若しくは連携会員以外の者	平成 23 年 5 月 31 日
技術協力・被災地支援分科会	技術協力と被災地支援に関する基本方針について	20 名以内の会員又は連携会員	平成 23 年 5 月 31 日

人材育成・国際ネットワーク分科会	国際感覚を持った人材の育成及び連続的かつ迅速な国際連携を可能とする人的ネットワーク整備について	15名以内の会員又は連携会員	平成23年5月31日
国際プログラム連携分科会	国際機関・団体、ならびにそれ等に属する各種学協会との連携方針、人的資金的体制について	15名以内の会員又は連携会員	平成23年5月31日

(庶務)

第6 委員会の庶務は、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成22年5月27日 日本学術会議第96回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成22年7月1日 日本学術会議第99回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。